

博士（法 学） 稲 正 樹

学位論文題名

インド憲法の研究－アジア比較憲法論序説－

学位論文内容の要旨

本研究は、第1部「総論」の序章「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ憲法の概観」において、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ憲法一般におけるインド憲法の位置づけを行っている。すなわち、現代アジア資本主義型憲法の共通の特色を述べた後に、人権保障の形態として、①憲法典中に基本権のカタログがない場合、②自由権的基本権のみを規定する場合、③自由権的権利を基本権とし、社会権的権利は国家の政策原理として定める場合、④両者を区別することなく基本権として規定する場合という、四つの類型があることを明らかにしている（インド憲法は③に該当）。次に、統治体制の類型には、①会議制型、②アメリカ型大統領制、③議院内閣制、④行政優位型があることを述べ（インド憲法は③に該当）、最後に、アフリカ・ラテンアメリカ諸国の憲法体制の特色を簡単に要約している。

第2部「各論－インド憲法の研究」は、全10章から構成されており、最初の三つの章では議会制を取り扱っている。第1章「議会制の構造」は、1861年インド参事会法から1935年インド統治法に至る植民地時代の議会制の歴史的発展を概観し、次に連邦議会下院（ロク・サバ）と上院（ラジャ・サバ）の各々の構成・両院の関係を考察する。さらに、議事の運営と議員の特質、委員会制度の概観と重要な諸委員会の構成・機能・実態を検討し、最後に、いくつかの側面に分けて、議会制の積極的側面と消極的側面を考察している。結論として、国民會議派による一党支配にもかかわらず、立憲的統治の継続に対してインド議会が積極的な役割を果たしたことについて述べている。

第2章「執行府立法権の検討」は、憲法123条と213条に基づく議会閉会中の執行府立法権（大統領令と州知事令）を考察する。ここでは、植民地時代の先例を確認した後、すでに憲法制定時に執行府立法権の授權自体を問題視し、執行府立法権の有効期間の短縮論も提起されていたことを紹介する。次に、大統領令の無差別な発出に対する、憲法施行後の若干の批判論を要約している。本論部分では、ビハール州における

州知事令の再公布の実例と再公布の手続を検証し、州知事令の再公布と大統領令の公布に関する関連裁判例の検討を行っている。執行府立法権は、政府法案圧倒的優位の立法過程を事前に侵害する可能性をもっており、議会の審議権の復権を望む立場からは何らかの改革が望まれる。

第3章「1985年脱党防止法」は、インドにおける党籍変更ないし脱党の政治 (politics of defection) 現象の中で成立した、1985年憲法（第52次改正）法の内容（憲法第10付則と1985年の「連邦下院議員の脱党を理由とする失格に関する規則」）を、その前史を含めて紹介し、憲法上の妥当性と各論上の問題点（党議拘束違反者に対する失格規定の問題点・指名議員と無所属議員の取扱いの不均衡・政党分裂と政党合同の場合の適用除外・司法審査の排除等）を考察している。

第4章「連邦執行部の構造」では、連邦政府の組織と権限及び大統領の権限を憲法条文に即して検討し、議院内閣制の諸相を解説しようとしている。また、大統領選挙の実態を支配政党内部の派閥抗争との関連で考察し、さらに、憲法356条に基づく大統領統治の意味とその適用事例を分析して、大統領統治が非会議派州政府を打倒し、会議派が州政権を奪回するために乱用されてきた事情を明らかにしている。

第5章「最高裁長官任命事件」では、最高裁判事を最長期勤める判事から新長官を任命するという原則＝「先任制 (seniority) の原則」が破棄され、親政府的な意見を述べたと思われる判事が三名の先任判事を飛び越して長官に任命された、1973年4月の最高裁長官任命事件を取り上げている。事件の発端、根拠規定である憲法124条の解釈、インド法律委員会の第14次報告書『司法行政』の先任原則に関する勧告部分、憲法と良心にのみ忠実な裁判官像と支配政党の有する憲法哲学との一致を求める裁判官像との対立、最高裁長官の影響力とその後の事例を検討することによって、インドにおける司法権の独立の意義を考察している。

次の三つの章では、1980年代当初から民衆のための司法を目指して活発に展開されてきた社会活動訴訟（公益訴訟）の代表的な事例研究、裁判例の分析を行っている。第6章「社会改革と司法過程」は、比較法学会1988年度総会英米法部会における報告を基にして、社会活動訴訟の今日の隆盛をもたらした要因、代表的な判例を考察している。

第7章「隸属的労働者解放戦線事件の研究」は、社会活動訴訟のリーディング・ケースである1984年の最高裁判決 *Bandhua Mukti Morcha v. Union of India*, AIR 1984 SC 802; (1984) 3 SCC 161 を取り上げ、事件の概要、隸属的労働制に関する裁判所の認識、政府の基本責務の捉え方、基本権実施のための憲法的救済に対する権利を定

めている憲法32条の解釈、政府に対する諸指令を検討している。社会活動訴訟においては、原告適格の緩和化、対審的手続の否定と非対審的手続の採用という特色が見られるが、政府に対する諸指令の実効性の問題が未解決であると述べている。

第8章「社会活動訴訟の動向と将来」は、日本南アジア学会1992年度第5回大会における報告を基に（報告自体は、論文目録の参考論文として添付）、問題別の項目に分けて、1979年から1992年にかけて争われてきている社会活動訴訟の全体像の解明を試みている。結論的に、訴訟の展開の中で、憲法第4編「国家政策の指導原則」が基本権化され、憲法21条（生命および人身の自由の保護）の地平が拡大されてきたが、なお、司法のイニシアティヴに対する政治部門の公然たる無視、争点の拡散化現象、問題に対する社会活動グループの取り組み方の持続性の欠如という課題が残っていることを明らかにした。

第9章「非常事態法制」は、1975年から1977年にかけて施行されていた非常事態の全体像を明らかにするための予備的考察として、非常事態の布告に至った直接的・間接的背景である、会議派制度の変容、ジャヤプラカーシュ・ナラヤン（通称JP）らの「全面革命」の運動、インディラ・ガンディーの選挙違反事件に関する司法判断、グジャラート州議会選挙を検討し、初期の強権措置と第38次・第39次の憲法改正の概容を紹介したものである。

最後の第10章「第42次憲法改正の検討」においては、非常事態期に制定された第42次憲法改正に関して、制定者意思、改正に至るまでの経緯、改正の特徴点を検討している。「行政国家理念」の「司法国家理念」に対する優位性の制度的表現として制定された第42次憲法改正は、強い行政府の創出、首相権限の強化、基本権の縮小と裁判所の弱体化を眼目とするものであって、支配政党の道具として強行され、結局のところ、立憲的独裁をもたらしたのであった。

学位論文審査の要旨

主査 教授 中村 瞳男
副査 教授 木下 毅
副査 教授 高見 勝利
副査 教授 常本 照樹

学位論文題名

インド憲法の研究－アジア比較憲法論序説－

本論文は、1947年のイギリスからの独立後、1949年に成立したインド憲法の統治機構のうち、特に、議会制、執行府、司法、非常事態に焦点を合わせて、制度とその運用実態を明らかにするものである。

序章「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ憲法の概観」では、現代アジア資本主義型憲法の共通の特色を明らかにしつつ、インド憲法の特色が、人権保障の形態として、自由権のみを基本権とし、社会権は国家の政策原理として定める方式をとり、統治体制として、議院内閣制をとるところにあるとしている。

第1章「議会制の構造」では、植民地時代の遺産として、イギリス議会をモデルにして採用された下院優位の二院制が、議員の出席率の悪さ、ヒンディ語を公用語としても公認言語だけでも15あるインド特有の討論言語の問題、合同家族制に由来する国會議員の共同生活といった運用上の特色をもちつつ、また、会議派の一党支配にもかかわらず、立憲的統治に積極的役割を果たしていることが明らかにされている。第2章「執行府立法権の検討」は、国会閉会中の執行府立法権（大統領令と州知事令）を実例に基づいて検討し、議会の審議権の復権をはかる改革の方向を示している。1985年の憲法改正で成立した脱党防止法は、政党の発する指令に反して、投票なし棄権した議員から議員資格を剥奪する内容の比較憲法的にみて興味ある立法であるが、第3章「1985年脱党防止法」は、党籍変更者の続出によって政府が倒れた州の多くの事例に対応するための立法化の経緯とその問題点を詳細に検討している。

第4章「連邦執行部の構造」では、大統領制と議院内閣制とを結びつけた連邦執行部の構造を明らかにしている。

第5章「最高裁長官任命事件」は、先任判事から長官を任命するという「先任制の原則」を破って親政府的と思われる判事が長官に任命された1973年の事件をとりあげて、インドにおける司法権独立の意義を検討している。インド憲法は、アメリカ型の違憲審査制を採用しているが、憲法裁判は、最高裁判所に提訴する憲法32条の令状請求訴訟によって主として行われている。インドの憲法裁判で比較憲法的にみて最も興味あるのが、1980年代より令状請求訴訟として展開されている社会活動訴訟（公益訴訟）である。社会活動訴訟とは、公益擁護を標榜する社会活動グループが自らの調査に基づいてまたは報道機関による調査報道に依拠して、人権侵害の犠牲者や社会的弱者の問題を手紙の形で最高裁に持ち込むと、最高裁はそれを憲法32条の令状請求訴訟に合致したものとみなして審理して、人権侵害に救済を与えるものである。社会活動訴訟が、インドにおいて新しい人権を作り出し、基本権と国家政策の指導原理を総合させた「基本的人権」観念を成立させる役割を果たしているのである。

第6章「社会改革と司法過程」、第7章「隸属的労働者解放戦線事件の研究」、第8章「社会活動訴訟の動向と将来」は、判例を詳細にとりあげて、社会活動訴訟の動向を跡づけて、その問題点として、第1に、原告適格の緩和化、第2に、非対審手続の採用、第3に、判決としての政府に対する指令の実効性を指摘している。

第9章「非常事態法制」、第10章「第42次憲法改正の検討」では、1975年から1977年にかけて施行された非常事態の内容と、1976年の憲法改正による行政権の強化、基本権の縮小と裁判所の弱体化が明らかにされている。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員会は、インド憲法の統治機構のうち、特に、議会制、連邦執行部、社会活動訴訟を中心とする司法審査について、単に制度の紹介に止まらず、制度の運用実態に及んで丹念な検討を加えて、インド憲法の特色を明らかにした点において高い評価を与え、博士論文に十分値するものと判断した。本論文は、日本における従来のインド憲法研究の水準を高めるものであることは勿論であるとともに、脱党防止法を始めとする議会制の運用実態や社会活動訴訟にみられる司法積極主義の在り方は、比較憲法的にみても極めて興味深いものである。なお、申請者の今後の研究に対して、本論文でなされた各論的研究を積み重ねて、西欧からの継受法とインドの固有法との関係を法文化的側面から、より一般的に解明する総論的研究を進めることがアジア法研究にとって重要であるという要望が出された。